

佐賀県選挙管理委員会告示第十三号

佐賀県選挙管理委員会規程（昭和二十七年佐賀県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第二十条を次のように改める。

（その他）

第二十条 この章に定めるもののほか、文書の処理及び管理については、佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の規定（同規程第四十五条第二項、第四十七条第二項及び第四十九条の規定を除く。）の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。